

見守り 新鮮情報

事例1 他県に住む親が**チラシ**を見て、**廃品回収**を事業者に依頼した。チラシには「**廃品回収代金が8万円**」と書かれていたが、実際には**47万円**請求され、支払ってしまった。(当事者：80歳代 男性)

事例2 **不用品の処分**を
してもらおうと、**投げ込み**
チラシの事業者に電話を
すると「費用は**3万円**
くらい」と言われたが、来訪
すると**30万円**を提示
された。高いとは思った
が、仕方なく支払った。
(60歳代 女性)



思いがけない 高額請求 チラシを見て 頼んだ**廃品回収**

ひとこと助言



慎重にね

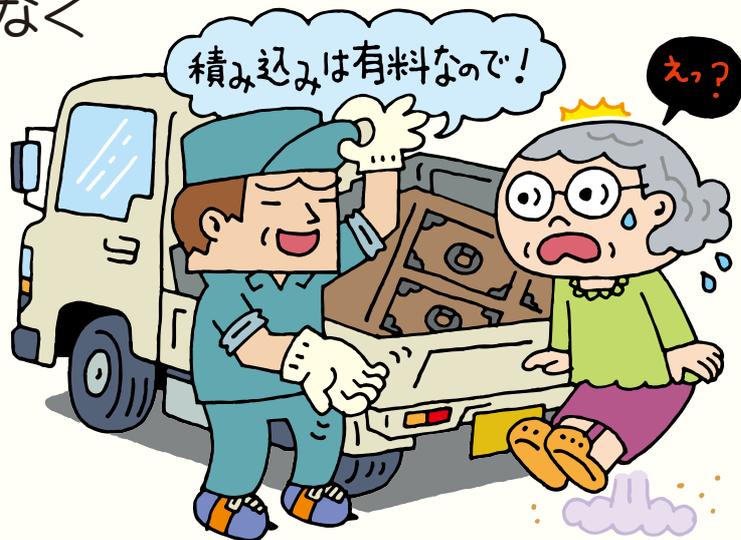
- 投げ込みチラシ等を見て事業者に廃品回収を依頼する場合、チラシに記載されている金額で契約出来るとは限りません。事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。
- 作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- 不審に思ったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

「**無料**」とアナウンスしながら**トラックで巡回**している**業者**を呼び止め、**廃品回収**を依頼した。作業前に、**無料**であることを確認したが、不用品を軽トラックに**積み終えた**と**たんに6万円**を請求された。話が違

と抗議したが、「**回収代金は無料**だが、**積み込み料金は発生**する」と言われた。**しつこく**請求されたので、仕方なく

手持ちの3千円だけ支払った。**残金**は近いうちに**取りに行く**と言われたが、支払わなければいけないのか。領収証もないし、業者の住所や電話番号もわからない。(60歳代 女性)



「無料」のはずが6万円 廃品回収サービスのトラブル

ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- 「無料回収」をうたって巡回している廃品回収業者に依頼しても、積み込み時に料金を請求されるケースがあるので注意しましょう。
- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市町村のルールに従って行いましょう。処分について不明な点がある際は、市町村に確認しましょう。
- 一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので避けましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費生活ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

第97号

車で巡回している**廃品回収業者**に「座椅子を捨てたい」と声をかけた。「粗大ごみの費用3万円、配送費用1万円で**合計4万円**だが、1万円**値引きして3万円**にする。さらに、領収書を役所に持っていけば**80歳以上**

上なら70%返金される。」と言われ、3万円は高いが7割戻ってくればいいかと思い、**金融機関からおろしてその場で支払った**。後日、役所に問い合わせると、**そのような制度はない**と言われた。領収書にあった住所と電話番号に連絡したが連絡がつかない。(80歳代 男性)



80歳以上は7割返金!? 廃品回収業者のウソだった…

■平成22年7月 ■関東地方



ひとこと 助言

だまされないで



見守るくん

- 「不用品を回収します」とアナウンスを流しながら車で巡回する廃品回収業者に高額な料金を請求された、というトラブルが依然として増加しています。
- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市区町村のルールに従って行いましょう。処分方法について分からない場合は、市区町村に直接確認しましょう。
- この事例では、「自治体に補てんする制度がある」と業者からウソの説明を受けていました。公的な制度については、業者の説明をうのみにせず、必ず自治体に確認しましょう。
- 一般廃棄物の収集・運搬は市区町村に許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄のもとになります。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。